

公募型プロポーザル公告

野迫川村北今西区村営住宅設計等業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式により参加者を募集するので公告する。

令和 8年 6月18日

野迫川村長 吉井 善嗣

第1 業務概要

(1)業務名

野迫川村北今西区 村営住宅設計等業務

(2)業務場所

奈良県吉野郡野迫川村大字北今西 301 他

(3)業務目的

本村では、人口減少や高齢化の進行に伴い、集落機能や地域コミュニティの維持が大きな課題となっている。また、若者や子育て世帯をはじめ、住宅に困窮する者が安心して暮らせる住環境の確保が求められている。

このため、本村の地域特性や自然環境、周辺景観との調和を図りながら、住民が安心・安全で快適に暮らし、地域コミュニティの維持・活性化にも寄与する村営住宅の整備を進める必要がある。

本業務は、その実現に向けた村営住宅の設計等を実施することを目的とする。

(4)業務内容

「野迫川村北今西区村営住宅設計等業務 業務内容等説明書」による。

(5)履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(6) 提案上限額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、工事監理業務は別途発注予定とする。

第2 参加資格

本業務の趣旨を十分理解し、円滑な業務遂行能力を有する者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本店又は営業所を有すること。
- (2) 野迫川村令和7・8年度入札参加資格業者登録名簿の「建築コンサル」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
(更生計画・再生計画認可済みを除く)
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 建築士法に基づく建築士事務所登録を有すること。
- (8) 公告日現在において、営業停止処分又は入札参加停止措置期間中でないこと。
- (9) 次の技術者を配置できること。
 - ア 管理技術者 1名
 - イ 主任担当技術者(建築・電気・機械)各1名 ※兼務不可
- (10) 管理技術者は、一級建築士又は二級建築士の資格を有すること。
- (11) 管理技術者は木造住宅の設計業務実績を有すること。

第3 担当部署（問い合わせ）

〒648-0392

奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

野迫川村総務課 北村 寺島

TEL: 0747-37-2101

E-mail: soumuka2@vill.nosegawa.nara.jp

受付時間 平日 8:30~17:00（土日祝日除く）

第4 配布資料

(1) 配布資料

- ①業務内容等説明書
- ②参加表明書様式
- ③質問書様式
- ④野迫川村総合計画 等
(野迫川村ホームページ内 → 総合計画 からお入りください)
- ⑤野迫川村 130 周年記念映像
「天空の國のせ川 130 年のあゆみ」
(野迫川村ホームページ内 → 村の概要 からお入りください)
- ⑥敷地位置図及び現況調査図
- ⑦その他発注者が必要と認める資料

(2) 配布期間

令和8年6月18日(木) ~ 令和8年7月2日(木) (土日祝日除く)

(3) 配布方法

担当部署窓口又は野迫川村ホームページより取得
※ホームページ URL は最終版で掲載

第5 質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年7月8日(水)午後5時

(2) 提出方法

質問書を PDF 化し電子メールにて提出すること。
件名 : 「北今西区村営住宅設計等業務に関する質問」
送信後、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 回答

令和8年7月10日(金)午後5時までに村ホームページで公表する。
なお、質問者名は公表しない。

第6 参加申込及び技術提案書提出

本プロポーザルは、参加資格確認及び提案内容審査を同時に行うため、参加表明書及び提案関係書類を一括して提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書
- ②会社概要
- ③業務実施体制資料
- ④配置予定技術者調書
- ⑤技術提案書
- ⑥参考見積書
- ⑦業務実績資料

(2) 提出期限

令和8年7月27日(月) 午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(当日消印有効)

※郵送の場合は書留郵便等配達記録の残る方法とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本3部

電子データ(PDF)1式 CD-R 又は DVD-R

第7 技術提案書作成要領

技術提案書は A4 判(両面使用可)5 枚以内とし、様式は任意とする。
ただし、本要領に定める条件を満たすものとする。

次の事項を記載すること。

- (1)業務実施体制
- (2)業務実施方針
- (3)木造住宅の考え方
- (4)周辺環境との調和、コミュニティ形成への配慮
- (5)野迫川村の地域特性を踏まえた提案

なお、作成にあたっては次の事項を遵守すること。

- (1)文字サイズは 11 ポイント以上を標準とする。
- (2)文章を基本とし、必要最小限の図・イラスト・写真等の使用は可とする。
- (3)具体的な図面・模型・完成予想図等の成果品提出は求めない。
- (4)具体的な企業名・商品名等の記載は行わないこと。
- (5)使用言語は日本語、通貨は日本円とする。

第8 審査方法

提出された参加表明書、技術提案書及び参考見積書について、野迫川村選定委員会(副村長、総務課長及び建設課長の3名で構成)において書類審査を実施する。

審査は、実施体制、技術提案内容、類似業務実績、業務理解度及び参考見積額等を総合的に評価し、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定するとともに、次点者を選定するものとする。

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、本プロポーザルにおいては、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

また、必要に応じて関係職員又は専門的知見を有する者の意見を聴取することがある。

第9 評価基準

評価項目	評価内容	配点
業務実施体制	実施体制の妥当性、担当者配置	20
実施方針	工程、進め方、理解度	10
住宅提案	安全性、耐久性、木材利用	40
地域との調和	景観、地域特性への配慮	20
見積内容	妥当性、積算内容	10
合計		100

第10 スケジュール(予定)

日程	内容
令和8年6月18日	公告・資料配布開始
令和8年7月2日	資料配布終了
令和8年7月8日	質問締切
令和8年7月10日	質問回答
令和8年7月27日	提案書提出締切
令和8年7月下旬	書類審査
令和8年7月下旬	優先交渉権者決定通知
令和8年8月上旬	契約協議・契約締結

第11 非特定理由の説明

- (1) 特定されなかった者は、通知日の翌日から起算して5日以内(土日祝日除く)に理由説明を請求できる。
- (2) 村は、請求受付後10日以内に書面により回答する。

第12 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類作成に係る費用は参加者負担とする。
- (3) 提出後の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 辞退は自由とし、不利益な取扱いを行わない。
- (5) 提出資料は選定以外の目的には使用しない。
- (6) 虚偽記載が判明した場合は失格とする。
- (7) 契約は優先交渉権者と随意契約により締結する。
- (8) 提出された技術提案書等は、野迫川村情報公開条例に基づき公開する場合がある。